県有財産（金地金）売払いに伴う
一般競争入札説明書

令和８年 12 月 18 日入札実施

栃木県県土整備部監理課

目次

１．入札動産 2
２．買取方法、買取条件等 2
３．入札参加資格 3
４．入札参加申請 3
５．入札参加に係る質問の受付及び回答 4
６．入札保証金 5
７．入札及び開札の日時及び場所 5
８．入札当日に必要な持ち物 5
９．入札方法 6
10．失格 6
11．入札の無効 7
12．落札者の決定方法 7
13．入札結果の公表 8
14．入札の延期又は中止 8
15．契約保証金 8
16．契約の締結等 9
17．契約結果の公表 9
18．売買金額の納入及び動産の引渡し 9
19．問い合わせ先 9
20．その他 10
【参考】 11
○ 地方自治法施行令（抄） 11
○ 動産一覧 12

１．入札動産

品名	数量	最低買取率
金地金（田中貴金属工業株式会社製）１kg	５本	100％

・買取率とは、田中貴金属工業株式会社が公表している「店頭買取価格（税込）」を基準額として、当該基準額に乗ずる換金率のこと。

・最低買取率とは、あらかじめ本県が定めた最低買取率であり、これを下回る入札は無効とする。

２．買取方法、買取条件等

(1) 売買金額の納入及び動産の引渡しは、当該入札動産について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年栃木県条例第８号）第３条の規定による議会の議決（令和９年３月中旬を予定）を得た後に行うこととする。落札後から議決までの間は、本県と落札者は売買仮契約を締結し、議決を得た後に本契約を締結することとする。

議会で議決が得られなかった場合でも、本県は落札者に対していかなる責任及び費用負担を負わない。

(2) 入札にあたり、事前に金地金の査定・真贋の場は設けない。ただし、落札者が希望する場合、仮契約締結の期間中に本県立会いのもと査定・真贋をすることができる。査定・真贋については、落札者が手配し、その際の費用等は落札者が負うこととする。また、査定・真贋の結果、万が一正規品以外の品が含まれていた場合は、落札者は正規品のみを入札書に記載した買取率で買い取り、正規品以外の品については、真贋証憑書類を添えて、買取対象から除外できることとする。

ここでいう正規品以外の品とは、動産一覧に記載された内容と比較して、次のいずれかに該当するものを指す。

・表示された会社の製造ではないもの
・識別番号が表示と異なるもの
・表示された会社が表示された識別番号を付していないと証明された場合の本品
・表示された会社による別の品で同じ識別番号が存在する場合の本品
・グラム数が表示と異なるもの
・品位が表示と異なるもの

なお、本契約締結日（議決日）以降の返品等の申し出は一切受け付けない。

(3) 実際の売買金額は、田中貴金属工業株式会社が上記財産処分議案の議決日の午前９時 30 分に公表した店頭買取価格（税込）に、落札した金地金の買取率（%）及び重量を乗じた額の合計額とする。またその際、端数処理は、基準額、買取率、重量を乗じた後の全ての動産の合計額（円）に対して、１円未満を切り捨てることとする。

(4) 売買金額の納入及び動産の引渡しの方法については、本入札説明書中 18(2)に記載のとおりとする。

(5) 本入札に参加することによる移動、買取り、査定・真贋、金地金の引取り、買取代金、入札保証金及び契約保証金の納入に要する費用は、入札者及び落札者の負担とする。

３．入札参加資格

入札者に必要な資格（以下、「入札参加資格」という。）は次のとおりとし、入札者はこれを全て満たしていなければならない。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に該当しない者であること。

(2) 栃木県物品調達等競争入札参加者資格等（平成８年栃木県告示第 105 号）に基づき、「大分類：K その他の物品、小分類：４ 宝飾、き章」又は「大分類：L 資源回収、小分類：１ 古物」の入札参加資格を有するものと決定された者であること。

(3) 入札参加申請日から開札日までの間において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成 22 年３月 12 日付け会管第 129 号。以下、「措置要領」という。）に基づく指名停止期間中でない者であること。

(4) 営業を行うにつき、法令などの規定により官公署の免許又は許可を受けていること。

(5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始及び破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てをしていない者並びにこれらの申立てがなされていない者であること。

(6) 次に掲げる要件のいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者をいう。以下同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第６号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者をいう。以下同じ。）であると認められる者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者

エ 役員等が直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められる者

オ 前各項目に規定するもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者

(7) 本入札説明書中４．(5)アからエまでの提出資料（以下、「競争参加資格確認申請書等」という。）について、指定した期日までに提出した者であること。

(8) 入札保証金を納入期限までに全額納入した者であること。

４．入札参加申請

入札への参加を希望する者は、必要事項を記載した競争参加資格確認申請書等について、次の(1)～(4)により申請を行うこと。

(1) 受付期間

令和８年 11 月 24 日（火）から同年 12 月７日（月）まで（日曜日、土曜日を除く。）

(2) 受付時間　午前９時から午後５時まで

(3) 提出方法

持参又は郵送とする。なお、郵送の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期限までに到着したものに限り受け付けることとする。また、事故等により提出期限までに到着しなかったものについては、提出者の責任とする。

(4) 受付場所

〒320-8501　栃木県宇都宮市塙田 1-1-20　栃木県庁舎本館 13 階南側 K

栃木県県土整備部監理課　企画調整担当(総務)

(5) 提出資料

ア　（様式１）競争参加資格確認申請書

イ　（様式２）入札保証金等返還請求書 兼 口座振替依頼書

ウ　（様式３）誓約書

エ 古物商許可証の写し

(6) 申請にあたっての留意事項

ア 提出書類は、理由を問わず一切返却は行わない。

イ 競争参加資格確認申請書等の内容変更や取り下げについては、入札参加申請の期間内に限り行うことができる。(取下書は自由書式)

ウ 入札参加申請者に関する情報及び申請者数等の問い合わせには、一切応じない。

(7) 入札参加資格の確認

入札参加申請受付後､入札参加資格の有無について確認し､その結果を 12 月 10 日(木)までに、書面により通知する。なお、入札参加資格を有するものには入札保証金の納入通知書を同封する。

審査の結果、資格要件を満たしていない場合は入札に参加することができない。

５．入札参加に係る質問の受付及び回答

本入札の参加申請に係る質問の受付及び回答については、下記のとおりとする。

(1) 質問受付期間　令和８年 11 月 24 日（火）から同月 27 日(金）まで

(2) 受付方法

任意の書式に記載の上、電子メールで送付

質問書を送信した場合は、担当課へ電話にてその旨連絡すること。(午前９時から午後５時までの時間で連絡)

メールアドレス：kanrika@pref.tochigi.lg.jp

電話番号：028-623-2387

(3) 質問回答日　令和８年 12 月２日（水）

(4) 回答方法　栃木県ホームページ上に掲載

(5) その他

・記名等のないものや本入札に関わること以外の質疑、口頭や郵送等上記の受付方法以

外での問い合わせについては一切受け付けないものとする。

・質問者に関する情報を除き、質問及び回答の内容をすべて公開するものとする。

・質問に対する回答内容は、本入札説明書等の追加又は修正として取り扱うものとする。

６．入札保証金

(1) 入札保証金の納入

入札者は、入札保証金として下表の金額を県が発行する納入通知書により、令和８年 12 月 17 日（木）までに納付すること。

なお、この入札保証金には利子を付さない。

入札保証金
6,000,000 円

※納入通知書による納付が困難な場合は、栃木県財務規則（平成７年栃木県規則第 12 号。以下、「規則」という。）第 143 条第２項第１号から第３号までに規定する有価証券を担保として提供することをもって代えることができる。

この場合、当該有価証券を提出した者に有価証券領収証書を交付し、入札終了後、領収証書と引き換えに当該有価証券を返還する。

(2) 入札保証金の還付等

落札者以外の入札者の入札保証金は、入札終了後１ヶ月以内に、入札保証金等返還請求書 兼 口座振替依頼書により指定された口座へ還付する。

落札者の入札保証金は、申出により契約保証金に充当することができるものとする。落札者が期限までに契約を締結しない場合、落札はその効力を失い、落札者が納付した入札保証金は県に帰属する。

７．入札及び開札の日時及び場所

(1) 入札

ア 日時　令和８年 12 月 18 日（金）　午前 10 時

※受付は午前９時 30 分から午前 10 時まで(厳守)

イ 場所　栃木県庁舎東館３階入札室２（予定）

(2) 開札

入札書投入完了後、その場で直ちに開札

８．入札当日に必要な持ち物

(1) 競争参加資格確認結果通知書

(2) 入札保証金の領収書（原本）又は有価証券領収証書

※受付で確認の上、写しを取り原本は返却

(3) （様式４）委任状（代理人が入札をする場合のみ）

(4) （様式５）入札書

※必要事項を記載、記名押印のうえ、(5)入札用封筒に入れて封かんすること。

※押印する印鑑は、（様式２）入札保証金等返還請求書 兼 口座振替依頼書に押印した印鑑と同じものとする。

※委任状により代理人が入札する場合は、契約等権限者の住所（所在地）、商号（名称）等を記載した上で、代理人が記名押印（私印）すること。この場合、入札書への契約等権限者印の押印は不要とする。

(5) 入札用封筒（任意の封筒）

(6) （様式６）見積書

※再度の入札の結果、落札者が決定しない場合、地方自治法施行令第 167 条の２第１項第８号の規定により随意契約に移行する場合がある。

(7) 筆記用具（黒又は青インクのボールペン）　※フリクションは不可

９．入札方法

(1) 入札にあたっては、本県指定の入札書を使用し、入札用封筒に入札書のみを入れて封をし、入札箱に投入すること。

(2) 入札書には、買取率（%）を小数点以下第２位まで記載すること。

(3) 入札書中にて文字等を訂正した場合には、訂正印を押印すること。ただし、買取率を書き損じた場合は、作成し直したものを提出するものとする。

(4) 入札書の作成及び提出に要する費用は、入札者の負担とする。

(5) 入札書の投入後は、入札書の書き換え、引き換え又は撤回をすることができない。

(6) 入札の辞退については、（様式７）入札辞退届によるものとする。

(7) 入札回数は２回までとする。なお、再度の入札の結果、落札者が決定しない場合、地方自治法施行令第 167 条の２第１項第８号の規定により随意契約に移行する場合があるので、見積書を用意すること。

(8) その他入札方法等については、関係法令の定めるところによる。

10．失格

入札者等が次のいずれかに該当するときは失格となり、入札又は再度入札に参加することができない。

(1) 入札日において、地方自治法施行令第 167 条の４に該当するとき。

(2) 入札日において、規則第 149 条の規定により定めた資格を有しなくなったとき。

(3) 入札日において、措置要領に基づく指名停止等の措置を受けている期間中であるとき。

(4) 入札保証金を提供しないとき。

(5) 公告又は通知に示した入札参加資格を満たさなくなったとき。

(6) 公正な価格を害し、又は不正な利益を図る目的をもって連合するなど入札に際し私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号)に抵触する行為その他の不正の行為を行ったとき。

(7) 正常な入札を妨げる行為をしたとき。

11. 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 入札に参加する資格のない者の入札書

イ 同一の入札について２者以上の代理をした者のした入札

ウ 同一の入札について他の入札者の代理をした者のした入札

エ 同一の入札について同一の入札者が２通以上した入札

オ 記載事項が不明瞭で判読できない入札

カ 記名押印又は訂正印を欠く入札

キ 買取率を訂正した入札

ク 買取率、氏名その他入札要件を確認できない入札

ケ 入札書の買取率欄に複数の買取率の記載や数字又は%表記以外の記載のある入札

コ 入札に際して虚偽又は不正の行為があった者のした入札

サ 最低買取率を下回る買取率の入札をした者の入札

シ その他入札に関する条件に違反した入札

12. 落札者の決定方法

(1) 入札の終了後、入札者（又は代理人）の立会いのもと、直ちに開札を行う。ただし、入札者（又は代理人）が開札に立会わない場合には、当該入札事務に関係のない職員の立会いのもとで開札を行う。

(2) 開札の際、その場で最高の買取率（以下、「最高買取率」という。）であった入札書に記載された買取率及び入札者を宣言する。

(3) 開札の結果、本県が事前に定めた最低買取率以上の買取率をもって入札を行った者のうち、最高買取率をもって有効な入札を行った者を落札者と決定する。

落札となるべき同買取率の入札をした者が２者以上あるときは、直ちに当該入札者（代理人の場合は代理人）がくじを引き落札者を決定する。この場合において、くじを引かない者があるときは、入札に関係のない職員に代わりにくじを引かせ決定する。この場合、異議の申し立てはできない。

(4) 開札の結果、落札者が決定した場合は落札者の氏名（法人の場合はその名称）及び落札買取率を、落札者が決定しない場合はその旨を、開札に立会った者に知らせるものとする。

(5) 競争入札の結果、落札者が決定しない場合は、即時に再度の入札を行うものとする。

(6) 再度の入札の結果、落札者が決定しない場合は、地方自治法施行令第 167 条の２第１項第８号の規定により最高買取率で入札した者と協議のうえ、随意契約を締結する

場合がある。

(7) 再度の入札を辞退する場合は、(様式７) 入札辞退届を提出すること。

13. 入札結果の公表

入札結果については、開札日の翌日までに本県ホームページ内で公表するものとし、公表する項目は次のとおりとする。

(1) 入札執行所属名

(2) 案件名称

(3) 開札年月日

(4) 入札者及び入札買取率

(5) 落札買取率及び契約相手方又は地方自治法施行令第 167 条の２第１項第８号の規定を適用し随意契約した場合の契約買取率及び契約相手方

なお、掲載期間は令和 10 年３月 31 日（金）までとする。

14. 入札の延期又は中止

天災地変、その他やむを得ない事由で入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札の執行若しくは開札を延期、又は中止することがある。

この場合の入札者が要した費用は、入札者の負担とする。

15. 契約保証金

(1) 契約保証金の納入

落札者は契約保証金として、契約金額として見積もる金額の 100 分の 10 の金額（入札保証金の充当がある場合は入札保証金として納入した金額を控除した金額）を県が発行する納入通知書により、令和８年 12 月 25 日（金）までに納付すること。

なお、「契約金額として見積もる金額」は、田中貴金属工業株式会社が落札日の午前９時 30 分に公表した店頭買取価格（税込）に、落札した金地金の買取率（%）及び重量を乗じた額の合計額とする。また、この契約保証金には利子を付さない。

※納入通知書による納付が困難な場合は、規則第 143 条第２項第１号から第３号までに規定する有価証券を担保として提供することをもって代えることができる。

この場合、当該有価証券を提出した者に有価証券領収証書を交付し、契約の履行確認後、領収証書と引き換えに当該有価証券を返還する。

(2) 契約保証金の還付

契約保証金は、契約の履行確認後１ヶ月以内に、(様式２) 入札保証金等返還請求書 兼口座振替依頼書により指定された口座へ還付する。

なお、落札者が期限までに契約を締結しない場合、落札はその効力を失い、落札者が納付した契約保証金は県に帰属する。

16. 契約の締結等

(1) 落札者には入札終了後、売買契約についての説明等を行う。

(2) 落札後、本県と落札者は令和８年 12 月 28 日（月）から令和９年１月 18 日（月）までの間に仮契約を締結するものとする。

※上記期間中に契約を締結しない場合は、落札はその効力を失い、落札者が納付した契約保証金は県に帰属する。

(3) 本契約は、栃木県電子契約実施要領（令和６年４月１日施行）に定める立会人型電子契約サービスを利用した電子契約（契約書を電子データで作成し、押印に代わる電子署名と電磁的記録が改変されていないことが確認できるタイムスタンプを付与するもの）による締結を可とする（落札者が電子契約に同意しない場合は、紙の契約書により締結する。）。締結には、県が指定した電子契約事業者の立会人型電子契約サービスを利用し、落札者は利用に係る費用負担が生じないものとする。なお、落札者は、契約締結に利用するメールアドレスを用意する必要がある。

(4) 本案件は議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条に該当するため、上記仮契約は、栃木県議会の議決をもって本契約とみなす。

17. 契約結果の公表

契約結果については、本契約締結日（議決日）の翌日までに本県ホームページ内で公表するものとし、公表する項目は次のとおりとする。

(1) 入札執行所属名

(2) 調達案件名称

(3) 契約年月日

(4) 契約金額

(5) 契約相手方

なお、掲載期間は令和 10 年３月 31 日（金）までとする。

18. 売買金額の納入及び動産の引渡し

(1) 本入札説明書中２．(3)に記載している実際の売買金額を、議決後７日以内に納入通知書により一括で納入するものとする。

(2) 引渡しは、本県が指定する場所で、上記の金額の納入日以後で落札者と本県が協議により定めた日に行うこととする。また、動産の引渡しの完了に伴い、落札者は（様式８）県有財産受領書を提出すること。

19. 問い合わせ先

〒320-8501　栃木県宇都宮市塙田 1-1-20　栃木県庁舎本館 13 階南側 K

栃木県県土整備部監理課　企画調整担当(総務)

電話番号：028-623-2387

メールアドレス：kanrika@pref.tochigi.lg.jp

20. その他

契約書等（本県保管用のもの１部）に貼付する収入印紙、売買契約の締結及び履行に関し必要な一切の費用は、落札者の負担とする。

また、本入札説明書に記載されていない事項で必要なものは、地方自治法、地方自治法施行令、規則等の定めるところにより知事が決定するものとする。

【参考】

○ 地方自治法施行令（抄）

（一般競争入札の参加者の資格）

第百六十七条の四　普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

一　当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

二　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

三　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

2　普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

一　契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

二　競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

三　落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

四　地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

五　正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。

六　契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。

七　この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

○ 動産一覧

個別識別番号：AU023176 品位表示：999.9	個別識別番号：AU023177 品位表示：999.9	個別識別番号：AU023179 品位表示：999.9
		
個別識別番号：AU023180 品位表示：999.9	個別識別番号：AU023182 品位表示：999.9	
		